



生活指導部だより

都立五日市高校定時制
生活指導部
令和8年度
第2号

【テーマ：いじめ=犯罪です】

ちょっとからかうつもりで、言ったり、やったりした言動。これは、身体に対する攻撃、言葉の暴力=暴行罪、これで、けがをした場合、心に傷を負わせてしまえば、傷害罪になります。ふざけて、土下座させたは、強要罪、相手の負担でジュースを買って来させたら恐喝罪・強要罪。相手の物をかくしたり、壊したら、器物損壊罪になります。学校内では、“いじめ”でひとくりにされていますが、一つ一つは相手の人権を侵害する行為であり、以下のような刑事事件になる可能性を持っています。また、心身に傷を負ったり、物を壊されるなど損害が発生すれば民事の損害賠償責任を負うことになります。

参考までに民事賠償の示談金の額は、いじめの内容、程度等によって事案ごとによって変わってきます。いじめによる損害が少なかった場合は、20万円ということもあります。他方、重大な損害を受けた場合は、その程度に応じて、数十万円～数百万円を請求されることもあります。いじめによる自殺等のケースでは、損害額が数千万円に及ぶこともあります。

● “いじめ” = “犯罪” という意識をしっかりと持つことが大切です。

学校内では“いじめ”とひとくりになって学校の先生からの指導で終わりと軽く考えがちですが、以上のように、場合によっては「刑事責任」「民事賠償責任」を負うことになります。くれぐれも、“いじめ”を軽く考えず、“いじめ” = “犯罪” という意識を常にもってほしいと思います。

★SNS等へ書き込む前に、①内容、②相手・自分等についての以上のリスクを十分考えましょう。

いじめの態様	刑罰法規
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第208条) 傷害 (刑法第204条)
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせる。	強要 (刑法第223条) 強制わいせつ (刑法第176条)
冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言われる。	脅迫 (刑法第222条) 名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)
金品をたかられる。	恐喝 (刑法第249条)

いじめは犯罪行為です

いじめ相談窓口

*まず第一は、学校の先生、スクールカウンセラーなど学校の関係者です。

*教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン(24時間受付) 0120-53-8288

*24時間子供SOSダイヤル(24時間:年中無休) 0120-0-78310

